　各　位

京都・花灯路推進協議会

照明器具等の貸出しについて

この度は，地域活性化及び観光振興に資する事業を実施するに当たり，本協議会が所有する照明器具等を活用していただき，誠にありがとうございます。

　御利用に際しまして，本協議会からのお願い，注意事項がございますので，以下の点に御留意くださいますようよろしくお願いいたします。

１．行灯等の照明器具及びケーブル類等の付属設備は，本協議会の貴重な財産です。設置期間中はもちろんのこと，設置，撤収時においても丁寧に扱ってください。

　　特に，返却に際しては，御面倒ですが（別紙）「行灯等返却時の取扱いについて」を御参照のうえ，ルールを守って御返却ください。

　　　なお，行灯等を紛失，破損した場合には弁償をお願いするほか，破損の程度によっては，以後の貸出しをお断りする場合があります。

２．１００基以上の行灯を借用される事業の主催者様におかれましては，事業告知のための媒体（ポスター，チラシ，ＨＰ，その他のサイン等）に以下のような文言を掲載していただきますようお願いします。

　【文言掲載例】

　　　本事業では，京都・花灯路推進協議会が所有する露地行灯を使用し，環境に配慮した取組を行っています。